

介護保険法

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問介護

} 重要事項説明書

〔事業所名〕 津和野訪問介護事業所

〒699-5604 島根県鹿足郡津和野町森村イ1025番地

TEL 0856-72-1494

FAX 0856-72-3535

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 津和野町社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒699-5221 島根県鹿足郡津和野町日原14番地
代表者（職名・氏名）	会長 内谷 澄 男
設立年月日	平成17年9月1日
電話番号	0856-74-1617

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	津和野訪問介護事業所	
サービスの種類	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）	
事業所の所在地	〒699-5604 島根県鹿足郡津和野町森村イ1025番地	
電話番号	0856-72-1494	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定	第3272100136号
管理者の氏名	所長 石川 志 保	
通常の事業の実施地域	津和野町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは津和野町介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接触れて行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 従業者の内容

管理者	事業所の職員の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。
サービス提供責任者	ア 訪問介護計画、個別サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申し込みにかかる調整をする。 イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等との連携に関するを行う。 ウ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標および援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。 エ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導、その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。
訪問介護員等	訪問介護、訪問型サービスの提供にあたる。

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日および年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	8時30分から17時15分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

7. 事業所の職員体制

職員の職種	勤務の形態・人数			
介護福祉士	常勤	5人	非常勤	1人
介護職員初任者研修課程等 修了者	常勤	0人	非常勤	6人

8. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	石川志保 片岡和枝 郷田愛子 村上ちひろ
--------------	-------------------------------

9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料 *令和6年度4月介護報酬改定

【基本部分】

サービスの内容		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
1回あたりの所要時間			
■	20分未満(夜間・早朝・深夜の身体介護に限る。)	1,630円	163円
	20分以上30分未満	2,440円	244円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに650円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増すごとに65円を加算
■ 型	20分未満		
	20分以上45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,200円	220円
通院等のための乗車または降車の介助		970円	97円

(注1)「身体介護中心型」および「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 *令和6年度6月介護報酬改定

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合 (1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)または 早朝(6時～8時)にサービス 提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)に サービス提供する場合	上記基本部分の50%	
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件および人材 要件を満たす場合	上記基本部分の10%	
介護職員処遇改善 加算Ⅲ※	当該加算の算定要件を満たす 場合	上記基本部分と 各種加算減算の合計の18.2%	
特別地域 訪問介護加算※	当事業所が特別地域に所在する 場合	上記基本部分の15%	

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 当該事業所は、特定事業所加算Ⅱの要件を満たしておりますので、基本利用料(基本利用者負担金)に10%を加算します。

(注3) 当該事業所は、国が指定する特別地域に所在しているため、基本利用料(基本利用者負担金)に15%を加算します。

(2) 訪問型サービス事業の利用料 *令和6年度4月介護報酬改定

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護および生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 (=基本利用料 の1割) ※(注2)参照
訪問型サービス事業Ⅰ	1週間に1回の介護予防訪問介護 相当が必要とされた場合	11,760円	1,176円
訪問型サービス事業Ⅱ	1週間に2回の介護予防訪問介護 相当が必要とされた場合	23,490円	2,349円
訪問型サービス事業Ⅲ	1週間に2回を超える介護予防訪 問介護相当が必要とされた場合	37,270円	3,727円

(注1) 上記の基本利用料は、津和野町で定める金額です。なお、金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 *令和6年度6月介護報酬改定

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の18.2%	
特別地域介護予防訪問介護加算※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%	

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2) 当該事業所は、国が指定する特別地域に所在しているため、基本利用料（基本利用者負担金）に15%を加算します。

(注3) 当該事業所は、介護職員処遇改善加算Ⅰの要件を満たしておりますので、基本利用料（基本利用者負担金）と各種加算減算の合計に18.2%を加算します。

(3) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月に発送する請求書と同封して送付します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直後の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 島根県農業協同組合 日原支店 普通口座 0008589
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日（休業日の場合は直後の営業日）までに、現金でお支払いください。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医および家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

1 1. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）および市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当該事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 全国社会福祉協議会

保 険 名 社協の保険

補償の概要 損害補償 傷害補償 感染症補償

1 2. 虐待の防止・身体拘束の適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止・身体拘束の適正化等のために、下記の対策を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	増 野 磨 美
-------------	---------

（２）成年後見制度の利用を支援します。

（３）苦情解決体制を整備しています。

（４）職員に対する虐待の防止・身体拘束の適正化を啓発・普及するための研修を実施します。

（５）利用者の人権の擁護、虐待防止・身体拘束の適正化等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

①事業所は、サービス提供に当り、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急及びやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

③ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に開催します。

1 3. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね６ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

④職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

⑤事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を務めます。

1 4. 業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. ハラスメント対策

①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

②利用者及びその家族が事業所の訪問介護員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントまたは契約を継続しがたいほどに背信行為があった場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

16. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0856-72-1494 相談窓口責任者 立花 裕美子 (月～金 8:30～17:15)
---------	---

当該事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当該事業所に対するご意見などもいただいています。当該事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員	電話番号 0856-75-0151 氏名 大庭 堅資 津和野町添谷22 電話番号 0856-72-0794 氏名 山岡 八重子 津和野町町田イ139-2 (月～金 8:30～17:00)
-------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	津和野町役場 健康福祉課	電話 0856-72-0651 (月～金 8:30～17:15)
	島根県社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	電話 0852-32-5913 (月～金 8:30～17:00)
	島根県国民健康保険団体連合会 「介護サービス苦情相談窓口」	電話 0852-21-2811 (月～金 9:00～17:00)

17. 第三者評価

第三者評価の実施の有無	無
-------------	---

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為および医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）または当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地	島根県鹿足郡津和野町森村イ 1 0 2 5 番地		
法 人 名	社会福祉法人津和野町社会福祉協議会		
代 表 者 名	会 長 内 谷 澄 男		
事 業 所 名	津和野訪問介護事業所		
管 理 者 名	所 長 石 川 志 保		
説 明 者 名	サービス提供責任者		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所	
利 用 者 氏 名	印
家族代表者住所 (代理人)	
家族代表者氏名 (代理人)	印
本人との続柄	